

# 八雲町集中改革プラン

(平成18年度～平成22年度)

平成19年3月

八 雲 町

# 八雲町集中改革プラン

## 目 次

集中改革プランの概要		
1	はじめに .....	1
2	策定の経緯 .....	1
3	行財政改革推進の基本的な考え方 .....	2
4	計画期間 .....	2
5	プランの作成体制 .....	3
6	プラン作成状況等の公表 .....	4
7	プランの見直し .....	4
町財政の現状		
1	財政収支の推移 .....	5
2	危機的財政状況の要因 .....	7
長期財政試算		
1	長期財政試算 .....	1 1
2	長期収支見通し .....	1 3
財政の健全化		
1	基本的な考え方 .....	1 4
2	財政指標の改善 .....	1 4
3	健全化に向けた取り組み .....	1 5
推進項目別の取り組み		
1	事務事業の見直し .....	1 7
2	民間委託の推進 .....	2 7
3	定員管理の適正化 .....	2 9
4	給与の適正化 .....	3 1
5	歳入の確保 .....	3 4
6	経費節減等の財政効果 .....	3 6
7	公営企業の経営健全化 .....	3 7

# 集中改革プランの概要

## 1 はじめに

現在、地方行財政を取り巻く環境は、少子高齢化や過疎化による生産年齢人口の減少、また、住民ニーズの多様化や高度化、さらには、国が進めている地方財政制度改革とあいまって、大変厳しいものとなっています。

平成17年10月1日に、八雲町と熊石町が合併し、新たな八雲町が誕生しましたが、合併前の両町においても、さまざまな行財政改革に取り組んでおり、旧熊石町では、平成15年度から「熊石町事務改善検討委員会報告」に沿って行政コストの削減を図ってきました。また、旧八雲町では、平成16年11月に「八雲町行財政改革計画」を策定し、平成17年度から行財政改革を進めてきたところです。

しかしながら、厳しい財政状況に変わりはなく、効率的で持続可能な行財政運営を確立するには、これまで以上のコスト削減や職員の適正な配置等が不可欠であります。

合併を改革の第一歩ととらえて、合併効果を最大限に生かしながら、限られた財源のもとで、町民の参画・協働による行政運営を積極的に推進し、すべての分野において改革を進めていかなければなりません。

## 2 策定の経緯

新町発足後、新たな課題も生じており、これらのことを含めて、各種の施策、事務・事業の全般にわたって総合的な検証を行い、より効率的な行財政運営を図る必要があります。

特に「集中改革プラン」の策定にあたっては、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省が平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」及び平成18年8月に策定した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新たな指針」に沿った計画とし、町民によりわかりやすい計画として公表します。

「集中改革プランに求められる事項」

事務・事業の再編・整理、廃止・統合  
民間委託等の推進  
定員管理の適正化  
手当の総点検をはじめとする給与の適正化  
第三セクターの見直し  
経費節減等の財政効果  
地方公営企業の経営健全化

### 3 行財政改革推進の基本的な考え方

#### 1) 徹底した歳出の削減と歳入の確保

中長期的な財政状況を展望し、限られた財源で最大の効果をあげるよう、すべての分野での経費の節減・合理化と自主財源の確保・拡充に向け、全庁を挙げた取り組みを進めます。

#### 2) 財政投資を伴わない振興策の構築

単なる歳出削減だけの取り組みでは、町が疲弊することが危惧されることから、知恵と工夫により、財政投資を伴わない新たな振興策の立案、展開を図ります。

#### 3) 職員の意識改革と町民との協働の推進

地域主権型社会にふさわしい自立した自治体の役割を果たすため、職員の資質の向上と意識改革を進めます。また、町民と行政が役割と責任を認識しながら、協働の町づくりを進めます。

### 4 計画期間

この「集中改革プラン」は、平成18年度から平成22年度までの5カ年の計画とします。

## 5 プランの作成体制

### 1) 住民意見の反映

#### 住民懇談会の開催

行財政改革に係る情報提供や行財政改革に関する意見及び提言等を得るため、地域住民との懇談会や出前説明会を実施します。

#### 八雲町行財政改革懇話会の設置

行財政改革の推進にあたり、民間の視点や手法を取り入れるため、町内有識者（委員 8 人）による懇話会を設置します。

#### 町議会への報告

行財政改革の推進体制や改革案などについて、議会に報告し理解を求めます。

### 2) 役場内部の推進体制

#### 庁内行財政改革検討委員会

助役を委員長とし、総合支所長（助役）・行財政改革推進室長・総務課長・財務課長・地域振興課長により組織し、行財政改革方針案等、行財政改革の全般を掌理します。

#### 各課検討部会（14部会）

所管する全ての事務事業について、見直しを行い、改革項目を精査するとともに、具体的な改革案を作成します。

#### 問題提起部会（7部会）

所属長の推薦及び自薦の職員で構成し、実務経験等からの視点で行革課題の提起を行います。

#### プロジェクト部会（10部会）

庁内行財政改革検討委員会が指名した職員で構成し、問題提起部会や各課部会等から提起された全庁的な行革課題について、調査・検証等を行うとともに、改革案を作成します。

組織検討部会・嘱託職員及び臨時職員等任用制度検討部会・物品等発注システム検討部会・補助金及び負担金等検討部会・施設管理運営検討部会・収納対策検討部会・アウトソーシング検討部会・イベント検討部会・各種教室講座等検討部会・目的税等創設検討部会

## 6 プラン作成状況等の公表

### 1) 町広報誌による公表

行財政改革の基本的な考え方、プランの作成体制や町民に関係の深い改革案等を公表します。

### 2) 町ホームページによる公表

町広報誌で公表した事項のほか、八雲町行財政改革懇話会の会議資料を町ホームページで公表します。

### 3) 町民懇談会及び出前説明会の開催

町広報誌で公表した事項をもとに、地域ごとの懇談会と町内会等の会合等に併せた出前説明会を行います。

## 7 プランの見直し

改革の着実な推進を図るために、個別の改革事項ごとに担当課が毎年度その進ちょく状況を精査し、庁内行財政改革検討委員会に報告。その必要性に応じて具体的な計画内容の見直しを行います。

# 町財政の現状

## 1 財政収支の推移

### 1) 財政収支の推移

本町は、地方交付税等の依存財源の比重が高く、歳入総額の4割以上を占めている地方交付税額の動向が財政運営を大きく左右することになります。平成12年度以降、地方交付税は削減の一途にあります。これに反し、歳出規模は平成14年度に156億円まで膨張し、結果、ここ数年は多額の基金繰入金を要する財政体質となっています。

大まかにいうと、基金繰入額 = 財源不足額（赤字額）であり、平成17年度では5億6,200万円の財源不足額となっています。

財政収支の推移

（単位：百万円）

区 分		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳入	町 税	1,896	1,894	1,888	1,808	1,748	1,726
	地方交付税	6,652	6,328	5,900	5,502	5,388	5,598
	国・道支出金	2,528	2,693	2,852	2,342	1,633	1,295
	地方債	1,384	1,938	2,393	1,836	1,091	871
	基金等繰入金	456	494	1,016	783	1,547	562
	その他	1,949	1,926	1,763	1,636	1,860	2,151
	合 計	14,865	15,273	15,812	13,907	13,267	12,203
歳出	人件費	2,659	2,669	2,636	2,547	2,469	2,499
	扶助費	507	548	546	671	692	685
	公債費	1,461	1,663	1,707	1,743	1,789	1,804
	普通建設事業費	4,391	4,961	5,227	3,265	2,408	1,383
	その他	5,647	5,211	5,519	5,460	5,686	5,399
	合 計	14,665	15,052	15,635	13,686	13,044	11,770
収 支	200	221	177	221	223	433	

## 2) 財政指標の推移

### 経常収支比率の悪化

経常収支比率は、町税、地方譲与税、地方交付税など毎年度経常的に入ってくる収入に対して、人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出が、どの位占めているかを示す指数であり、財政の弾力性を示す指標として用いられます。

通常は75～80%程度に抑えることが妥当とされており、数値が低いほど投資余力があって、普通建設事業等の財源に充てることができます。

近年の経常収支比率は、90%超で財政が硬直化した状態が続いており、基金が無ければ、普通建設事業等が実施できない危機的な状況となっています。

### 経常収支比率の推移

(単位：%)

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
経常収支比率	79.4	81.2	83.5	86.6	91.9	90.7

### 公債費比率の悪化

公債費比率は、町税、地方譲与税、普通交付税(臨時財政対策債を含む)を合わせた標準財政規模に対して、地方債の償還費用がどの程度の割合かを示します。

通常、財政構造の健全性確保するためには、10%を超えないのが望ましいとされていますが、毎年度1ポイントほど上昇を続け、平成17年度には15%超となっています。

### 公債費比率の推移

(単位：%)

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
公債費比率	10.2	12.0	12.8	13.5	14.3	15.5

## 2 危機的財政状況の要因

### 1) 地方交付税等の減少

地方交付税は、地方団体間の格差を解消するための財源調整機能と一定の行政水準を確保するための財源保障機能という性格を有しています。

しかし、国の財政難により、地方交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられたり、過去5カ年間に於いて税収が落ち込んでいるにもかかわらず地方交付税は連続して前年度割れとなるなど、厳しい状況が続き、平成17年度(54億3,169万円)は、12年度(60億3,406万円)に比較し、6億円強の削減となっており、町財政を圧迫する最大の要因となっています。

普通交付税等(臨時財政対策債含む)の推移 (単位:万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
普通交付税	603,406	574,305	532,823	497,811	487,900	499,709
臨時財政対策債		27,280	56,130	82,860	55,600	43,460
計	603,406	601,585	588,953	580,671	543,500	543,169

推移を見るために特別交付税を除いていますので、5ページの地方交付税欄とは、数値が違います。

### 2) 町税収入の減少

町税は、地場産業である農漁業の生産額の減少、法人の業績不振、給与所得の落ち込みや減税などにより、平成17年度(17億2,579万円)は12年度(18億9,600万円)に比較し、1億7,021万円(9.0%)が減少しています。

町税収入の推移 (単位:万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
町民税	89,341	87,602	85,000	80,557	74,471	73,349
固定資産税	78,795	80,354	82,717	79,160	79,624	79,269
その他町税	21,464	21,465	21,051	21,104	20,682	19,961
計	189,600	189,421	188,768	180,821	174,777	172,579

### 3) 基金の激減

各種基金の保有額は、平成12年度末で、37億7,000万円でしたが、平成14年度から16年度の地方交付税の激減等による財源不足に対応して、3カ年間で合計20億6,718万円の基金の取り崩しを余儀なくされ、この結果、17年度末で10億4,628万円まで激減しました。

平成18年度中の取り崩しを見通した場合、本年度末では7億844万円ほどの残高となりますが、この残高のうち実際に取り崩しが可能な基金は、5億7,600万円ほどしかなく、かなり減少した状態となります。

基金残高の推移

(単位：万円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
財政調整基金	60,015	66,679	48,998	70,027	38,526	32,837
減債基金	39,533	35,530	30,563	25,597	14,365	4,372
特定目的基金	277,705	245,055	212,989	158,398	87,655	67,419
計	377,253	347,264	292,550	254,022	140,546	104,628

#### 4) 地方債償還のピーク到来

平成13年度から15年度にかけて噴火湾パノラマパーク、町民プール、公営住宅、リサイクルセンター、国営農地再編、海洋深層水など数多くの大型事業を実施し、この3年間で60億円を超える町債を発行しています。

また、平成2年頃からの国の公共投資主導の景気対策により、地方債は平成14年度まで増発傾向をたどり、その結果、平成18年度に地方債償還のピークが到来し、町財政を圧迫する大きな要因となっています。

#### ○地方債償還の推移 (単位:万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
元金償還額	101,861	124,317	131,125	137,715	144,496	148,967
利子償還額	43,561	41,464	39,402	36,281	34,089	31,252
計	145,422	165,781	170,527	173,996	178,585	180,219
地方債現在高	1,436,540	1,505,997	1,614,137	1,659,981	1,624,576	1,562,728

5ページの公債費の中には、一時借入金利子等が含まれていますので、この元利償還額計の数値とは一致しません。

#### ○普通建設事業費の推移 (単位:万円)

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
普通建設事業費	439,133	496,094	522,665	326,510	240,759	138,329

#### 5) 扶助費等の増加

少子高齢化の進展に伴い、乳幼児、児童及び高齢者等に係る保健福祉関係経費が増加していますが、特に、平成15年度から身体障がい者施設関係支援費や知的障がい者支援費など、措置制度から支援費制度への移行等により急増しています。

#### 扶助費の推移 (単位:万円)

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
扶助費	50,660	54,816	54,561	67,057	69,218	68,545

## 6) 企業会計・特別会計への継続的赤字補てん(繰出金)

企業会計・特別会計は、独立採算を原則としていますが、その経営収入のみでは経営が困難な状況から、一般会計からの赤字補てん(繰出金)が恒常化しています。

また、事業の性格上、建設費等については、一般会計の負担等があるため、総合病院の改築や下水道整備等が集中したことが、大きな負担となっています。

### 繰出金の推移

(単位:万円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
国民健康保険会計	29,122	28,733	28,521	31,387	31,275	27,848
老人保健会計	14,467	14,191	14,947	15,569	17,355	17,564
介護保険会計	19,991	21,084	22,789	22,544	24,866	23,714
簡易水道会計	6,727	9,393	7,939	7,897	8,748	8,931
下水・集排会計	41,270	39,298	43,569	50,043	53,906	56,750
国民宿舎会計	5,247	3,979	4,366	4,796	6,800	3,128
水道会計	1,202	4	8	6	6	5
病院会計	74,866	69,183	65,793	55,167	77,164	67,236
計	192,892	185,865	187,932	187,409	220,120	205,176

## 7) まとめ

前記のとおり、危機的な財政状況となった要因は、国の三位一体改革による地方交付税の削減や税収の落ち込み、また、集中的な公共投資等により公債費のピークが到来するなど、複合的要因によるものです。

# 長期財政試算

## 1 長期財政試算

平成18年度から27年度までの財政試算を行うにあたり、行財政改革による効果額を加味して試算しました。

長期財政試算（前期5カ年）

（単位：百万円）

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	5カ年計	
歳 入	町 税	1,741	1,930	1,922	1,914	1,907	9,414
	地方交付税	5,399	5,251	5,066	4,971	4,926	25,613
	国・道支出金	891	812	835	835	835	4,208
	地 方 債	710	608	617	630	630	3,195
	基金等繰入金		2	4	4	4	14
	そ の 他	1,726	1,503	1,605	1,507	1,550	7,891
	合 計	10,467	10,106	10,049	9,861	9,852	50,335
歳 出	人 件 費	2,429	2,284	2,269	2,210	2,177	11,369
	扶 助 費	765	827	833	841	849	4,115
	公 債 費	1,831	1,795	1,613	1,528	1,416	8,183
	普通建設事業費	726	501	645	645	645	3,162
	そ の 他	5,101	4,956	4,906	4,841	4,795	24,599
	合 計	10,852	10,363	10,266	10,065	9,882	51,428
収 支	385	257	217	204	30	1,093	

長期財政試算（後期5力年）

（単位：百万円）

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	5力年計
歳 入	町 税	1,900	1,893	1,886	1,879	1,872	9,430
	地方交付税	4,837	4,788	4,741	4,694	4,646	23,706
	国・道支出金	835	835	835	835	835	4,175
	地 方 債	630	630	725	725	535	3,245
	基金等繰入金	4	4	4	4	4	20
	そ の 他	1,550	1,500	1,495	1,495	1,495	7,535
	合 計	9,756	9,650	9,686	9,632	9,387	48,111
歳 出	人 件 費	2,253	2,161	2,080	2,007	1,938	10,439
	扶 助 費	857	866	875	884	893	4,375
	公 債 費	1,398	1,352	1,314	1,242	1,186	6,492
	普通建設事業費	633	633	616	616	616	3,114
	そ の 他	4,759	4,734	4,813	4,819	4,623	23,748
	合 計	9,900	9,746	9,698	9,568	9,256	48,168
収 支	144	96	12	64	131	57	

## 2 長期収支見通し

平成18年度の収支赤字3億8,500万円をピークをとして、以後の毎年度の赤字額はわずかながら減少するものの、平成25年度まで赤字が連続して、特に前半5カ年間は厳しい財政運営が予測されます。

### 1) 前期5カ年間の収支見通し

前期5カ年間の累積赤字は、10億9,300万円となり、基金の取崩し等による対応を余儀なくされ、平成22年度には残高が3億2,100万円まで減少し、厳しい財政状況が続きます。

### 2) 後期5カ年間の収支見通し

後期5カ年間の累積赤字は5,700万円で、平成26年度には黒字に転換し、収支均衡が図られるものと予測されます。

ただし、5年先以後においては、現在議論されている交付税改革及び歳入歳出一体改革等により、国の制度が大きく様変わりするものと思われる中で町財政の将来予測は極めて難しく、推計値は年を追う毎に相当な誤差が生じる可能性が高くなります。

# 財政の健全化

## 1 基本的な考え方

赤字財政が続く厳しい状況から脱却するため、思い切った行財政改革が必要とされる中で、過重な住民負担や急激な住民福祉の後退と地域経済活動への影響等にも配慮しなければなりません。

よって、必要最小限の各種行政サービスや投資的経費を確保しつつ、毎年度、形式収支の均衡に努め、前期5カ年において持続可能な行財政構造へ転換するための道筋をたてるものとし、長期的視野に立った取り組みを行います。

## 2 財政指標の改善

### 1) 経常収支比率

平成17年度末経常収支比率90.7%（目標値：80%）については、時間をかけなければ改善されない公債費や抑制限界がある扶助費及び人件費などの義務的経費で55.2%を占めており、短期的な改善は難しい状況ですが、早期に80%台に抑制し、目標値の達成を目指します。

### 2) 公債費比率

公債費比率（17年度：15.5%）は、平成22年度に10%程度となるよう、毎年度の起債発行を抑制します。（目標値10%）

### 3 健全化に向けた取り組み

#### 1) 歳入面での取り組み

新たな歳入の確保  
滞納対策  
適正な受益者負担等

#### 2) 歳出面の取り組み

消費的経費（物件費、維持補修費）の削減  
扶助費・補助費等の削減  
人件費の見直し  
普通建設事業費の抑制  
将来的な公債費負担に配慮し、必要最小限の新規事業のみとします。  
また、継続事業等についても毎年度検証します。  
（事業費枠で1億円の削減、一般財源換算で2千万円を削減。）

#### 3) その他の措置

基金の取り崩し  
平成18年度末の取崩型基金の残高は、5億7,600万円の見込みで、  
19年度以降3カ年間の不足する財源として、全額を取り崩して対応し  
ます。  
備荒資金（超過納付金）の支消  
平成18年度末の備荒資金の残高は、4億5,300万円の見込みで、2  
1年度以降5カ年間の不足する財源として、支消して対応します。

#### 4) 計画実行による将来見通し

前期5カ年間の計画実行の下で、経常収支比率を80%台に引き下げる  
ことにより、後期での目標値達成への道筋を付けることができます。  
また、経常収支比率を押し上げてきた公債費比率についても、期間内に  
ほぼ目標値10%を達成することとなります。  
この結果、財務体質の大幅な改善が図られ、平成26年度には単年度  
収支で黒字への転換が予測できます。

## 5) 公会計の整備・公表

現在、貸借対照表（バランスシート）の公表は行っていますが、国の財務書類作成基準に準拠した公会計モデルの導入に向けた整備を進め、平成22年度を目途に、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動報告書の整備を図り、必要な情報の開示に取り組みます。

## 推進項目別の取り組み

### 1 事務事業の見直し

#### 1) 基本的な考え方

現在、八雲町がおかれている厳しい財政状況を念頭に、「最小の経費で最良の住民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するために、コストの抑制を常に意識し、費用対効果と効率性の向上を徹底します。

#### 2) 主な見直し事業

事務事業の再編・整理、廃止・統合

必要性や効果等の検証により、事務事業の整理合理化を進めます。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
生涯学習推進アドバイザー配置事業の廃止。 (熊石地域)	156	156	156	156	156	780
嘱託員報酬を、H17年度から3年間で30%削減。 H20年度を目途に抜本的な改革を図る。	90	180	180	180	180	810
駐在員の業務を嘱託員に合わせる方向で検討し、報酬額はH18年10月から嘱託員に合わせる。(熊石地域)	45	110	110	110	110	485
熊石地域の季節労働者地域相談員を廃止。 冬期技能講習の廃止に伴い、H19年度から助成金を減額。	6	44	44	44	44	182
町有バス貸出の際の運転手の宿泊代等の実費を、借り受け団体に負担願う。		35	35	35	35	140
漁場管理船の廃止による管理経費の削減。		77	77	77	77	308
2人体制で実施している移動図書館業務を、1人体制で実施。		実施				

参加者が予定募集人員の6割に満たない各種教室・講座の停止。 参加者が重複するような教室・講座の統合を推進。		実施				
税及び介護保険料に係る口座引落通知書の発行を、毎回から年1回にする。	87	87	87	87	87	435
除雪の出動基準を10cmから15cmに引き上げる。	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644	8,220
選挙事務について、八雲地域の投票時間の繰上げ及び投票所の統廃合。				95		95
熊石地域のスクールバス運行管理は、職員の退職に併せ、パートまたは臨時職員化を図る。		実施				
補助事業等以外の測量業務について、機構改革等（職員体制の整備）により、未処理物件の整理等を推進。		実施				
H19年度末で季節保育所（八雲地域）1箇所を廃止予定。 その他の常設保育所・へき地保育所の統廃合の推進。			1,123	1,123	1,123	3,369
普通建設事業費の抑制		2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
その他の事務事業の見直し	3,384	4,509	4,046	3,584	3,454	18,977
各年度効果額合計	5,412	8,842	9,502	9,135	8,910	41,801

町単独・上乗せ給付事業の削減・廃止

町が単独で行っている補助事業、また、国や道の補助基準に町が独自に上乗せをしている給付事業の見直しを行います。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
北海道の医療給付事業に町が上乗せしている乳幼児医療助成の、3歳児助成をH20年度から廃止。 また、初診時一部負担金はH19年8月から廃止。		100	370	370	370	1,210
北海道の医療給付事業に町が上乗せしているひとり親家庭等医療助成の、父母の通院助成はH20年度から廃止。		300	450	450	450	1,650
福祉タクシー助成額の引き下げ。 H18 12,000円 9,600円 H19 9,600円 7,200円	331	495	495	495	495	2,311
敬老祝金支給事業の廃止。	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	5,210
寝たきり老人等在宅介護支援手当は、月額5,500円を3,000円に引き下げ。	84	84	84	84	84	420
訪問介護サービスの介護報酬の特別地域加算に係る割引を廃止。		721	721	721	721	2,884
寝たきり老人等紙おむつ利用券給付事業は、H18年度から課税世帯を給付対象外。 H19年度から介護認定2・3を給付対象外。	195	363	363	363	363	1,647
準要保護児童生徒就学援助費の認定基準の見直し。(生活保護基準の1.1倍を1.0倍に引き下げ)	61	61	61	61	61	305
幼稚園就園奨励費補助金の補助基準額の30%引き下げ。		299	299	299	299	1,196
その他の町単独・上乗せ事業の見直し		4	4	4	4	16
各年度効果額合計	1,713	3,469	3,889	3,889	3,889	16,849

## 施設管理

施設管理コストの抑制を図ることを主眼に、既存施設の集約や開館時間の短縮、夜間の警備体制等の見直しを行います。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
熊石在宅介護支援センターは、H18年度中に総合支所庁舎に移転。 教育事務所・社会福祉協議会・高齢者事業団については、H19年4月から順次移転。	118	303	303	303	303	1,330
相沼・泊川出張所は、サービスの充実を図るため、移動出張所化による対応を検討。						
地域会館の水道・下水道の基本料金を指定管理者負担にする。(八雲地域)		66	66	66	66	264
八雲地域の地域会館については、統廃合計画を早急に策定し、将来に向けて統廃合を推進する。(統廃合予定会館数17) 少額修理については、3万円までを指定管理者負担とし、3万円を超えた額を町負担とする。 熊石地域の地域会館については、改修が必要になった施設から、町内会と協議し統廃合を推進する。(統廃合予定会館数3)						
シルバープラザの夜警業務委託は、機械警備も含めて廃止。 図書館の機械警備を廃止。 八雲小、八雲中の警備は、H19年度から機械警備に移行。		1,004	1,004	1,004	1,004	4,016
シルバープラザ等の公共施設の開館時間を午後10時から午後9時までに短縮。 公民館は、土曜日の夜間を閉館。		56	56	56	56	224
町営温泉小牧荘の管理運営は、耐用年数切れに併せて、H19年度から関係者との協議を始める。						
パークゴルフ場関係を除き、公園の管理期間を1カ月短縮する。 管理委託費の積算を見直す。		140	140	140	140	560
空き家となっている教員住宅について、計画的に転用・転売等を進める。			23	23	23	69

熊石学校給食センターは、改修が必要になった時点で八雲学校給食センターに統合。						
温水プールの開設時間の見直し。 (夏季【5月～10月】午後9時30分を午後9時に短縮、冬季【11月～4月】午前中を閉館) インストラクター委託期間の短縮。	408	419	425	428	428	2,108
その他の施設管理の見直し	594	1,003	1,017	1,028	1,028	4,670
各年度効果額合計	1,120	2,991	3,034	3,048	3,048	13,241

#### 入札方法の改善

町内業者育成の基本姿勢を堅持しながら、町内外の実勢価格の把握や入札の導入により、経費の節減を図ります。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
10万円を超える物品等の契約は、町外の価格等を参考として適正な予定価格を設定し、町内業者で見積り合せを実施。	424	835	835	835	835	3,764
ガソリン等の購入は、セルフスタンドを除く町内業者による入札とする。(全道小売平均価格のマイナス 円といった入札)		実施				
競争原理を確保するため、消防設備等を主に本庁と総合支所毎に一括入札を実施。		実施				
その他の入札改善		28	38	38	38	142
各年度効果額合計	424	863	873	873	873	3,906

補助金・負担金の見直し

給付目的や公共・公益性等を勘案して14に区分した「補助金等暫定（削減）基準」による削減を基本に、補助金等の見直しを図ります。

また、補助金等の交付基準を制定し、補助期間に時限措置を講ずるなど、補助金等の有効性を高めます。

改 革 の 内 容	効 果 額（万円）					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
H19年度中に補助金等交付基準を制定		実施				
花いっぱい運動実践町内会助成金の廃止。	180	180	180	180	180	900
街路灯維持・設置修繕助成金の助成率の引き下げ。 電気料 一般80% 60%、 HG90% 80% 新設（100W以上）70% 60% 新設（100W未満）及び修繕 60% 50%	367	367	367	367	367	1,835
熊石地域の納税貯蓄組合奨励金を、H18年度から、八雲地域の支出基準に合わせる。 納税貯蓄組合奨励金は、H20年度を目標に抜本的な改革を図る。	250	120	120	120	120	730
納税貯蓄組合連合会補助金は、納税貯蓄組合奨励金にあわせ、抜本的な改革を図る。	3	3	3	3	3	15
生ごみ処理機等購入助成金の50%削減。				60	60	120
町立保育所園児の日本体育・学校保健センター負担金は、児童・生徒と同様に、H19年度から掛金の保護者負担を導入。		4	4	4	4	16
排水設備工事等改造補助金（浄化槽）は、H19年度から自己負担改造に対する補助金を50%削減。		16	16	16	16	64
高齢者等住宅整備資金助成事業（介護保険該当者のバリアフリー改修）は、H18年度から非課税世帯に制限。助成額上限を段階的に引き下げ。（現行30万円 H19年度20万円 H20年度10万円）		20	70	70	70	230

農業試験センター補助金は段階的に削減。	250	400	330	150	150	1,280
漁場害敵駆除対策事業補助金の廃止。	192	192	192	192	192	960
その他、補助金等暫定（削減）基準等による廃止・削減	1,458	3,839	3,954	4,030	3,923	17,204
各年度効果額合計	2,700	5,141	5,236	5,192	5,085	23,354

## 補助金等暫定（削減）基準

種類	区分	定義	給付対象	暫定基準 (削減率)
補助金	A：補助金 (資金援助的給付)	補助事業者等の任意性は高いが、事業の公益性に対する給付金	1 事業費補助	50%削減
			2 団体（運営費補助）	40%削減
			3 個人等	50%削減
			4 その他	
	B：交付金 (政策誘導的給付)	町が資金供与し、補助事業者等の労力負担等により、共同で公共公益性のある事業を展開する給付金	1 事業費補助	40%削減
			2 団体（運営費補助）	30%削減
			3 個人等	40%削減
			4 その他	
	C：拠出金 (負担金的給付)	町の施策事業と同等または本来町が実施するような事業を補助事業者等が行う事業に対して行う給付金	1 事業費補助	20%削減
			2 団体（運営費補助）	10%削減
			3 個人等	
			4 その他	
負担金	D：会費等		団体	
	E：法令・契約による負担金			

### 各種イベント補助金の見直し

町の助成を受けて実施している旧町から引き継いだ9のイベントについて、補助金の整理統合を行います。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
各種イベント補助金の廃止。(3件) ・産業まつり、さらんべ公園桜まつり、さむいべや祭り 各種イベント補助金の削減。(6件) ・牧場まつり、落部公園つつじ祭り、あわびの里フェスティバル、ユーラップ花火大会、秋味まつり、山車行列	125	225	225	225	225	1,025

### 審議会等各種委員の削減

条例で定められている各種委員について、少人数の委員会を除き、委員の発令実人員を2～3割削減します。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
審議会等各種委員の削減	19	32	212	217	217	697

### 出張旅費の見直し

片道100kmまでの日当の廃止や道内の宿泊費の減額など、旅費規程等を改正します。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
出張旅費の見直し	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000

### 車両の集中管理

本庁の各課で管理をしている公用車について、H19年度から集中管理を進め、レンタカーを含む台数の削減を図ります。

また、集中管理と併せて、一部車両の軽自動車化を図ります。

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
車両の集中管理		340	340	340	340	1,360

### 行政評価システムの導入

コスト意識・住民満足度・客観的な情報の提供をベースとした事業評価システムを導入します。

P (Plan: 計画) D (Do: 実施) C (Check: 評価) A (Action: 見直し) のマネジメントサイクルにより、町政の質と効率性を高め、透明性の向上及び職員意識の改革を図ります。担当課の1次評価を基に、事業評価委員会(仮称)で事業の方向性(拡大・継続・見直し・休廃止)を検証する体制を整えます。

(取組年度: H21実施)

### 市場化テスト

公共サービス改正法が施行され、窓口業務の市場化テストが導入可能となりましたが、窓口業務の現状は、担当職員が窓口以外の業務を併任しており、コスト的には現状の職員による対応が安価と考えられます。

窓口業務以外の業務の市場化テストについては、民間業者が当該公共サービスを的確かつ確実に実施できる体制にあるか、また、住民理解がどの程度進んでいるか等を総合的に判断しながら、今後、検討を進めます。

## 2 民間委託の推進

### 1) 基本的な考え方

業務の民間委託に関しては、効率性、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえ、直営方式で行う場合と比較検討するなど、公正で合理的にかつ計画的に推進します。

また、その受け皿として、民間事業者に限らず、地域協働の考えに基づき、住民団体やNPO法人、ボランティア組織等のほか、行政と住民が協力し合う新たな枠組みづくりも検討します。

### 2) 民間委託の推進（指定管理者制度を含む）

平成17年度末時点における公の施設一覧

施設の種類	施設数	指定管理者	管理委託	業務委託	直営
レクリエーション・スポーツ施設	16			1	15
産業振興施設	13		3		10
基盤施設	112		48	5	59
文教施設	7				7
医療・社会福祉施設	29			6	23
計	177		51	12	114

管理委託：施設管理の全ての業務を委託しているものです。

業務委託：施設管理の一部の業務を委託しているものです。

平成18年度から22年度までの取り組み目標

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
勤労者センターは、H18年度に指定管理者制度へ移行。						
入沢農業体験ハウスは、H18年度に指定管理者制度へ移行。						
熊石農産物等直売所は、H18年度に指定管理者制度へ移行。						
地域会館(47施設)は、H18年度に指定管理者制度へ移行。						
デイサービスセンター(2施設)は、H18年度に指定管理者制度へ移行。						
温水プールは、H20年度を目途に指定管理者制度へ移行。						
町営春日スキー場は、H21年度を目途に指定管理者制度へ移行。						
図書館の窓口業務は、有償ボランティアグループを組織し委託を図る						
その他の民間委託の推進			263	263	263	789
各年度効果額合計			263	263	263	789

### 3 定員管理の適正化

#### 1) 基本的な考え方

組織のスリム化・効率化を念頭に、住民ニーズに即応できる組織機構への改変を進め、将来の行政需要を見通しながら、職員定数の適正化を図ります。

#### 2) 数値目標

##### 一般職員の削減

退職者に対する新規採用の補充を極力抑制することを基本としますが、病院においては、医療サービスの維持・向上を図る観点から、適正な職員数を確保する必要があり、新規採用を行わなければならないことから、病院職員を除いた平成18年4月1日現在の職員数303人を起点として、5年間で27人(8.9%)を削減し、平成23年4月1日現在の職員数276人を目標とします。

	前年度	計画期間の状況						目標値	計画期間内	
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計	増減率	
総数 (4/1現在)	593	581	580	580	574	570	567	14	2.4%	
うち病院 職員数	275	278	285	289	291	291	291	13	4.7%	
病院以外 職員数	318	303	295	291	283	279	276	27	8.9%	
年度中の 退職者数	18	13	9	13	10	5		50		
次年度の 採用者数	3	5	5	5	6	2		23		
効果額 (万円)		4,831	8,957	15,568	22,870	28,584		80,810		

### 臨時・嘱託職員の削減

一般事務臨時職員及び嘱託職員については、機構改革や正職員の充足状況等を勘案しながら、適宜削減に努めます。

改革の内容	効果額（万円）					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
一般事務の臨時職員の削減。	451	783	1,033	1,033	1,268	4,568
施設管理の嘱託職員について、退職補充時に臨時職員化を図る。						
施設管理体制の見直しによる代替職員及び雑役作業員等の削減。	620	623	623	623	623	3,112
その他の臨時・嘱託職員の削減等	59	59	59	59	59	295
各年度効果額合計	1,130	1,465	1,715	1,715	1,950	7,975

### 議員定数の削減

現在の26人の議員定数を、平成21年10月の改選時に20人に削減します。（削減率：23.1%）

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
議 員 定 数	26	26	26	26	20	20
効果額（万円）					872	2,115

（効果額：2,987万円）

### 3) 公表

定員・給与等については、その状況を「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、町広報誌及び町ホームページで公表します。

## 4 給与の適正化

### 1) 基本的な考え方

職員給与の適正化については、総人件費の抑制を念頭に、国の給与制度の改正を見据えつつ、近隣市町村や同規模自治体の実態及び本町の財政状況を勘案して見直しを進め、削減を図ります。

### 2) 職員給与の削減（独自削減）

町財政の危機的な状況を勘案し、町独自の削減を行います。

特別職の給与月額を、平成18年10月から、次のとおり削減します。

区 分	現行額(円)	削減後の額(円)	削減額(円)	削減率(%)
町 長	810,000	712,800	97,200	12.0
助 役	670,000	603,000	67,000	10.0
教 育 長	602,000	541,800	60,200	10.0

削減期間：平成18年10月1日～平成21年9月30日

一般職員の給料月額は、平成19年1月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とします。

○平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間 100分の93

○平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間 100分の95

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
特別職給与の独自削減	325	649	649	325		1,948
職員給与の独自削減	3,047	16,248	15,248	11,100	8,786	54,429
各年度効果額合計	3,372	16,897	15,897	11,425	8,786	56,377

### 3) 特殊勤務手当等の見直し

平成17年の合併時にあった28の手当を20に削減していますが、業務内容等を勘案し、随時見直しを行います。

(取組年度：H18継続)

### 4) 時間外勤務手当の削減

代休制度の活用を徹底させ、時間外勤務手当の削減を進めます。また、延長保育に係る保育士等の勤務時間の弾力的な運用を検討します。

(取組年度：H18継続)

### 5) 期末手当の削減(独自削減)

役職に応じて支給される期末手当加算について、次の引き下げを継続します。

職務の級	国の支給率	町の支給率	削減率
8級の職員	15%	12%	3%
7級及び6級の職員	10%	8%	2%
5級及び4級の職員	5%	4%	1%

一般職に準じ、町長等の特別職及び議会議員の加算分も15%から12%に引き下げています。

(取組年度：H18継続)

## 6) 議員報酬の削減

議員報酬月額は、平成18年10月1日から、次のとおり削減します。

区 分	現行額(円)	削減後の額(円)	削減額(円)	削減率(%)
議 長	295,000	270,000	25,000	8.5
副 議 長	230,000	210,000	20,000	8.7
常任委員長 議会運営委員長	205,000	190,000	15,000	7.3
議 員	195,000	180,000	15,000	7.7

実施期間：平成18年10月1日～平成21年9月30日

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
議員報酬の独自削減	384	747	747	364		2,242

## 7) 公 表

定員・給与等については、その状況を「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、町広報誌及び町ホームページで公表します。

## 5 歳入の確保

### 1) 基本的な考え方

安定した歳入の確保、負担の公平性の見地から、町税や税外収入の収納率向上に向けた取り組みを強化するほか、遊休資産の処分や施設利用料の減免基準の見直し等を行います。

#### 新たな歳入の確保

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	計
町ホームページ等を活用し、社会福祉センター・学校等の遊休施設や町有地の売却を推進。		実施				
町広報誌に有料広告を掲載。		40	40	40	40	160
町ホームページに有料広告を掲載。		72	72	72	72	288
H 1 8 年 9 月 从 ごみ処理手数料を有料化。(八雲地域)	2,464	4,000	4,000	4,000	4,000	18,464
漁場管理船の売却。	450					450
都市計画税の導入は、財源確保上極めて有効であるが、中長期の財政政策(将来課題)の中で慎重に検討する。						
各年度効果額合計	2,914	4,112	4,112	4,112	4,112	19,362

滞納対策

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	計
町税滞納者に対する、行政サービスの制限を実施。 滞納対策に取り組むための体制強化を図る。		実施				
税外収入滞納者に対する、行政サービスの制限を実施。 担当職員や徴収員のほか、課長を中心とした全課体制を構築。		実施				
各年度効果額合計						

適正な受益者負担等

改 革 の 内 容	効 果 額 (万円)					
	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	計
町主催のスポーツ教室やカルチャー教室等について、参加者から実費分（講師謝金を含む）を徴収する。		120	120	120	120	480
各種検診にかかる自己負担額の引き上げ。	85	60	60	70	70	345
体育施設・社会教育施設・福祉施設等の使用料の全部減免を一部減免とする（実費等の徴収）。		250	250	250	250	1,000
全ての手数料を対象に、H 2 0年度の改正に向けて見直す。			実施			
上下水道使用料の基本料金および超過料金の改定。	5,684	6,347	6,348	6,348	6,348	31,075
その他の歳入確保対策	36	123	91	123	91	464
各年度効果額合計	5,805	6,900	6,869	6,911	6,879	33,364

## 6 経費削減等の財政効果

性質別効果額集計表

(単位 百万円)

項目	H18	H19	H20	H21	H22	計
<b>1 事務事業の見直し</b>	130	234	248	244	241	1,097
事務事業の再編・整理、廃止・統合	54	88	95	91	89	417
町単独・上乘せ給付事業の削減・廃止	17	35	39	39	39	169
施設管理	11	30	30	30	30	131
入札方法の改善	4	9	9	9	9	40
補助金・負担金の見直し	27	51	52	52	51	233
各種イベント補助金の見直し	1	2	2	2	2	9
審議会等各種委員の削減			2	2	2	6
出張旅費の見直し	16	16	16	16	16	80
車両の集中管理		3	3	3	3	12
<b>2 民間委託の推進</b>			3	3	3	9
民間委託の推進			3	3	3	9
<b>3 定員管理の適正化</b>	59	105	173	255	327	919
一般職員の削減	48	90	156	229	286	809
臨時・嘱託職員の削減	11	15	17	17	20	80
議員定数の削減				9	21	30
<b>4 給与の適正化</b>	37	175	165	118	88	583
職員給与の削減	33	168	158	114	88	561
各種手当の見直し等						
議員報酬の削減	4	7	7	4		22
<b>5 歳入の確保</b>	87	110	110	110	110	527
新たな歳入の確保	29	41	41	41	41	193
滞納整理						
適正な受益者負担等	58	69	69	69	69	334
<b>合計</b>	313	624	699	730	769	3,135

効果額は、年度毎に百万円単位で四捨五入しているため、「推進項目別の取り組み」の中で改革毎に記載している効果額の計と異なる場合があります。

ひらたない荘及び総合病院並びに国保病院の改革効果額は、除いています。

## 7 公営企業の経営健全化

### 1) 上水道事業及び簡易水道事業

#### 基本的な考え方

安全な水の供給を基本に、効率的な施設整備や維持管理により、経費の節減を図ります。また、事業収支の不足を補うため、料金の見直しと未収金の徴収対策を強化し、経営の健全化を図ります。

#### 具体的な改革事項

改革の内容	効果額（万円）					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
野田生簡易水道施設整備事業の給水区域拡張計画（旭丘地区）の見直し。						
水道メーター検針の臨時職員業務を委託業務に変更。	1	1	1	1	1	5
水道使用料収納について、口座振替の拡充を進め、経費節減と徴収員基本給を削減。	1	1	1	1	1	5
土木積算システムの台数の削減。	37	37	37	37	37	185
水道システム機器等の更新の凍結。	194	326	326	326	326	1,498
各種負担金等の見直し。	10	15	16	21	21	83
水質検査の委託先や検査項目の精査による委託経費の削減。		28	38	38	38	142
浄水場（上水）管理業務を民間委託へ移行。			263	263	263	789
飲用水給水施設（花浦地区）を指定管理者制度へ移行。						
水道使用料の基本料金および超過料金の改定。	2,922	3,382	3,383	3,383	3,383	16,453

滞納者に対する行政サービスの制限を実施。担当職員や徴収員のほか、課長を中心とした全課体制を構築。		実施				
各年度効果額合計	3,165	3,790	4,065	4,070	4,070	19,160

効果額は、「1 事務事業の見直し」から「6 経費削減等の財政効果」に含まれていますので、再掲となります。

#### 定員管理及び給与等の適正化

職員数については、庁内全体の組織機構の中で、適正な人員配置に努めます。

給与等の適正化についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。

職員数等については、「3 定員管理の適正化」及び「4 給与の適正化」に含まれています。

## 2) 下水道事業及び農業集落排水事業

### 基本的な考え方

衛生的で快適な生活環境の向上と水質保全を図るため、下水道整備と水洗化の普及に努めます。事業コストの削減や、料金の見直しと未収金の徴収対策を強化し、経営の健全化を図ります。

### 具体的な改革事項

改革の内容	効果額（万円）					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
土木積算システムの台数の削減。	45	45	45	45	45	225
供用開始後3年を経過した未接続家屋の解消。						
終末処理場の管理委託について、近隣町との共同発注によりスケールメリットを出せないか、可能な範囲で検討。		検討				
汚泥処理業者の見直し。		22	22	22	22	88

排水設備工事等改造補助金は、H19年度から自己負担改造に対する補助金を50%削減。		138	135	135	125	533
工事指定店手数料等の見直し	2	34	2	34	2	74
下水道使用料の基本料金および超過料金の改定。	2,762	2,965	2,965	2,965	2,965	14,622
下水道使用料の未収金の臨戸徴収の強化等。	20	20	20	20	20	100
滞納者に対する行政サービスの制限を実施。担当職員や徴収員のほか、課長を中心とした全課体制を構築。						
各年度効果額合計	2,829	3,224	3,189	3,221	3,179	15,642

効果額は、「1 事務事業の見直し」から「6 経費削減等の財政効果」に含まれていますので、再掲となります。

#### 定員管理及び給与等の適正化

職員数については、庁内全体の組織機構の中で、適正な人員配置に努めます。

給与等の適正化についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。

職員数等については、「3 定員管理の適正化」及び「4 給与の適正化」に含まれています。

### 3) ひらたない荘運営事業

#### 基本的な考え方

ひらたない荘は、熊石地域の観光資源の中核施設として設置・運営されていますが、施設の老朽化に加え、利用者ニーズに適応できなくなっており、利用客の減少が続き、毎年度一般会計からの繰入金によって収支のバランスを保っている現状にあります。

ひらたない荘は八雲町の観光振興の一翼を担い、地域経済への波及や雇用の場の確保等、熊石地域振興の核となる施設であるものの、増こうする繰入金等から、現状のままの経営を継続することは困難であり、現施設の抜本的な経営改善又は新たな経営形態を模索することが急務となっています。

#### 経営改善検討結果

総合支所長（助役）を委員長とし、助役・財務課長・企画振興課長・商工労政課長・地域振興課長・産業課長・国民宿舎支配人による「国民宿舎ひらたない荘運営検討委員会」を設置し、ひらたない荘の在り方について、6の運営形態に区分し、その方向性を検討した結果、次のとおりの改革方針とします。

公営による営業では、人件費の削減、集客能力、サービスの向上などに一定の限界があると判断します。また、経営のノウハウが低い官の経営では、現在の赤字を大幅に圧縮することは困難と考えます。

現施設では、集客力が極めて低く、あわびの湯を除き、宿泊客のニーズに対応する大規模なリニューアルが不可欠ですが、改修に要する費用と構造上の耐用年数を鑑みると、全面改築すべきと考えます。

全面改築に要する費用（想定5億円）の捻出は、現下の町財政における自主財源の状況及び地方債の制約から、公共事業での実施は不可能と判断します。

以上のことから、ひらたない荘の運営形態は、民設民営を進めることとします。

#### 民設民営における課題

○速やかな民営化を図るために、企業誘致条例とは別扱いで建設費補助金を交付すること等の優遇施策の検討が必要です。

○民営化へのスケジュールとしては、平成19年4月から9月の間に事

業希望者の募集（プロポ - ザル）を行い、平成 19 年 10 月から 12 月の間に事業者の選定を行うこととします。

○ 民営化移行までの間における閑散期の運営形態（休館を含めて）を検討する必要があります。

○ 現従業員（臨時・パート職員）15人の雇用について、民間事業者への継承など十分な配慮が必要となります。

検討した 6 の運営形態

現在の施設を公営で運営する場合

現在の施設を民間に委託する場合（指定管理者制度）

現在の施設を民間に譲渡する場合

新しい施設を公設公営で運営する場合

新しい施設を公設民営で運営する場合（指定管理者制度制度）

新しい施設を民設民営で運営する場合

定員管理及び給与等の適正化

民営化するまでの間、職員数については、庁内全体の組織機構の中で、適正な人員配置に努め、給与等の適正化についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。

#### 4) 総合病院運営事業

##### 基本的な考え方

総合病院は、北部渡島桧山地域（北海道二次医療圏）の地域センター病院として、救急医療と比較的高度で専門性の高い医療や地域に不足している医療を提供する使命を担っています。

今後も、地域住民に安定的な医療を確保、提供するため、健全経営に向けた取り組みを強化する必要があります。

##### 健全経営に向けた取り組み

一連の医療保険制度の改正に対応し、赤字経営体質の解消を図るため、平成16年3月に「八雲町総合病院経営改善委員会」を設置し、改善計画をまとめています。

##### 具体的な取り組み

###### 収入確保の取り組み

- 診療・運営体制を診療報酬体系に適応させ、適確な診療報酬請求を確保します。(病棟薬剤管理指導の取り組み強化・デジタル撮影機の導入・作業療法 の施設基準の取得など)
- 人間ドック・脳ドックの積極的な取り組みと拡充を進めます。
- 診療報酬の請求もれ防止対策を推進します。(病棟にコンピューターランを整備し、医事職員の直接入力導入など)

###### 経費節減の取り組み

- 診療材料の適正な管理を進めます。(競争入札の実施・薬剤管理の徹底・後発薬品採用増の検討・機械消毒の導入など)
- 民間委託の導入を検討します。(既に委託している業務の契約内容の見直し・医事関係事務の一部委託の見直し・その他業務の民間委託可否の検討など)

###### 患者サービスの向上

- 患者用駐車場の確保を図り、来院患者の減少を防止します。
- 多様な接遇研修を実施し、より一層の接遇向上を図り、好感度の高い患者サービスの提供を進めます。

###### 地域医療機関との連携強化

- 地域センター病院として、地域国保病院への医師派遣支援の継続や地元開業医との連携を一層強化し、紹介率の向上に取り組みます。

○総合病院を中心に設置された地域リハビリ推進会議を通じ、リハビリ部門での地域支援を推進します。

#### 給与等の適正化

給与等について、一般会計職員と同様の削減を図ります。

一般職員の給料月額は、平成19年1月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とします。

○平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間 100分の93

○平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間 100分の95

改革の内容	効果額（万円）					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
職員給与の独自削減	2,591	14,544	14,044	10,651	8,824	50,654

時間外勤務手当について、代休制度の積極的な活用や勤務実態に即した交代制勤務の導入等、自主的なルールをつくり削減を進めます。

#### 適正な人員配置・看護基準確保の取り組み

業務量に応じた職員配置を行い、可能な限り退職不補充や配置転換等により、組織のスリム化を図ります。

診療報酬看護基準を維持するため、患者動向を踏まえた、適正な医師数・看護師数の確保を図ります。

## 5) 国保病院運営事業

### 基本的な考え方

交通網の発達と生活圏の拡大から、都市部への患者流出が続いていますが、熊石地域唯一の医療機関として救急的医療の対応とともに、安定的な医療を確保、提供するため、健全経営に向けた取り組みを強化する必要があります。

### 健全経営に向けた取り組み

平成10年策定の「熊石国保病院経営改善化計画」により、各種の業務委託を実施し、組織のスリム化を図っています。

また、総合病院との連携の強化を進め、外来診療科目の充実を図ります。薬品等の医療材料の購入にあたっては、総合病院と連携を進め、コストの削減を図ります。

### 具体的な取り組み

窓口業務及びレセプト点検用務の民間委託の実施。

給食調理業務の民間委託の実施。

院内清掃業務の一部民間委託の実施。

### 給与等の適正化

給与等について、一般会計職員と同様の削減を図ります。

一般職員の給料月額は、平成19年1月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額とします。

○平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間 100分の93

○平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間 100分の95

改革の内容	効果額(万円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	計
職員給与の独自削減	314	2,179	2,255	1,783	879	7,410

代休制度の積極的な活用を徹底させ、時間外手当の削減を進めます。

#### 適正な人員配置・看護基準確保の取り組み

診療報酬看護基準（15対1看護）を維持するため、患者動向を踏まえた、看護師数の確保を図ります。

不足が指摘されている薬剤師の増員を図ります。